官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下は第七十五回全国植樹祭に御臨場になる件（宮内庁四）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八一）　二
○水銀に関する水俣条約の附属書Ａ及び附属書Ｂの改正に関する件（外務一四六）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関を指定する件（農林水産・経済産業・環境三）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通三三七、三三八）　三
○運輸審議会件名表に登載された件（同三三九）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛九九～一〇三）　四
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一〇四）　五
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一〇五）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一〇六）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（関東地方整備局一五三）　六
○道路に関する件（中国地方整備局四二、四三）　七

〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項　八
登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示（国土交通省）　八
登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示（同）　八
労　働　九
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（東北運輸局最低賃金公示二、九州同三・四）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇）　一〇
〔公　告〕　一〇
諸事項　一〇
官庁　一〇
登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

その他告示

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、埼玉県において開催される第七十五回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十四日から同月二十五日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年四月二十四日　宮内庁長官　西村　泰彦

○法務省告示第八十一号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年四月二十四日

横浜地方法務局所属　法務大臣　鈴木　馨祐

○外務省告示第百四十六号

平成二十五年十月十日に熊本で作成された「水銀に関する水俣条約」の附属書Ａ及び附属書Ｂの一部は、同条約第二十七条３及び４の規定に従い、次のように改正され、その改正は、令和七年四月二十五日に効力を生ずる。

（令和六年四月二十五日付け国際連合事務総長書簡）

令和七年四月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

附属書Ａ

１　「第一部　第四条１の規定の適用を受ける製品」の表を次のように改める。

第一部　第四条１の規定の適用を受ける製品

水銀添加製品	製造、輸入又は輸出が許可されなくなる期限（段階的廃止期限）
電池（水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池を除く。）	二千二十年
水銀含有量二パーセント未満のボタン形亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量二パーセント未満のボタン形空気亜鉛電池	二千二十五年
スイッチ及び継電器（極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのものを除く。）	二千二十年
極めて高い正確さの容量及び損失を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大二十ミリグラムのもの（研究及び開発の目的のために使用されるものを除く。）	二千二十五年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える三十ワット以下の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬｓ）	二千二十年
三十ワット超の一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬｓ）	二千二十六年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用の点灯回路内蔵型コンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬ・ｉ）	二千二十五年
発光管当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超えない三十ワット以下の一般的な照明用の点灯回路非内蔵型コンパクト蛍光ランプ（ＣＦＬ・ｎｉ）	二千二十六年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（ＬＦＬｓ） (a)　電球当たりの水銀含有量が五ミリグラムを超える六十ワット未満の三波長形蛍光体を使用したもの (b)　電球当たりの水銀含有量が十ミリグラムを超える四十ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	二千二十年